

統計法施行令の一部を改正する政令の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 16 条では、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体の長等が行うこととすることができるとされており、その具体的な事務等については、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表において規定されている。今般、基幹統計調査である薬事工業生産動態統計、経済産業省生産動態統計及び商業動態統計に係る調査方法の変更を行うことに伴い、令別表第二に関し所要の改正を行うものである。

1 骨子

(1) 薬事工業生産動態統計関係【令別表第二の六の項】

現在、薬事工業生産動態統計調査に係る事務の一部については、都道府県知事が行う事務として、令別表第二の六の項に規定されているところ、今後、薬事工業生産動態統計調査に関する事務は全て国が直接実施することとするため、同項を削る改正を行う。

(2) 経済産業省生産動態統計関係【令別表第二の七の項】

現在、経済産業省生産動態統計調査に係る事務の一部については、都道府県知事が行う事務として、令別表第二の七の項に規定されているところ、今後、経済産業省生産動態統計調査に関する事務は全て国が直接実施することとするため、同項を削る改正を行う。

(3) 商業動態統計関係【令別表第二の八の項】

現在、商業動態統計調査に係る事務の一部については、都道府県知事が行う事務として、令別表第二の八の項に規定されているところ、今後、商業動態統計調査に関する事務は全て国が直接実施することとするため、同項を削る改正を行う。

2 留意事項

(1) 閣議日：令和元年 12 月 20 日

(2) 施行期日：令和 2 年 4 月 1 日